

根 拠 法 令

浄化槽法施行規則

(清掃の技術上の基準)

第3条 法第4条第6項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 多室型、二階タンク型又は変形二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変形多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 2 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽は汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
- 3 嫌気ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の槽にあつては適正量とすること。
- 4 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 5 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 6 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 7 散水ろ床型二次処理装置は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄する。
- 8 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ過層を洗浄すること。
- 9 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 10 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱室ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 11 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥タンクを有しない浄化槽沈殿池及び別置沈殿室の張り水は、水道水等を使用すること。
- 12 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 13 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。